

## 第2章

---

# 計画の基本的な考え方



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### お互いさまの心で 支え合うまち 人吉

地域福祉計画の主役は、人吉市に住むすべての人です。福祉というと、「特別な人を対象としたもの」とイメージしがちですが、今後、高齢化がますます進み、少子化によって家族や世帯が縮小し、家族機能が低下していくなかで、福祉の課題は、長い人生のどこかで誰もが直面する可能性があるものといえます。また、介護や育児、離職等を機に孤立したり、生活困窮状態に陥ることも考えられます。

このように、誰もが直面する可能性がある生活上のさまざまな悩みや困りごとを“他人事”ではなく“我が事”としてとらえ、地域のなかでお互いさまの気持ちを持って、時に支え、時に支えられながら、誰もが心豊かに暮らせるまちにしたいという願いを込めています。



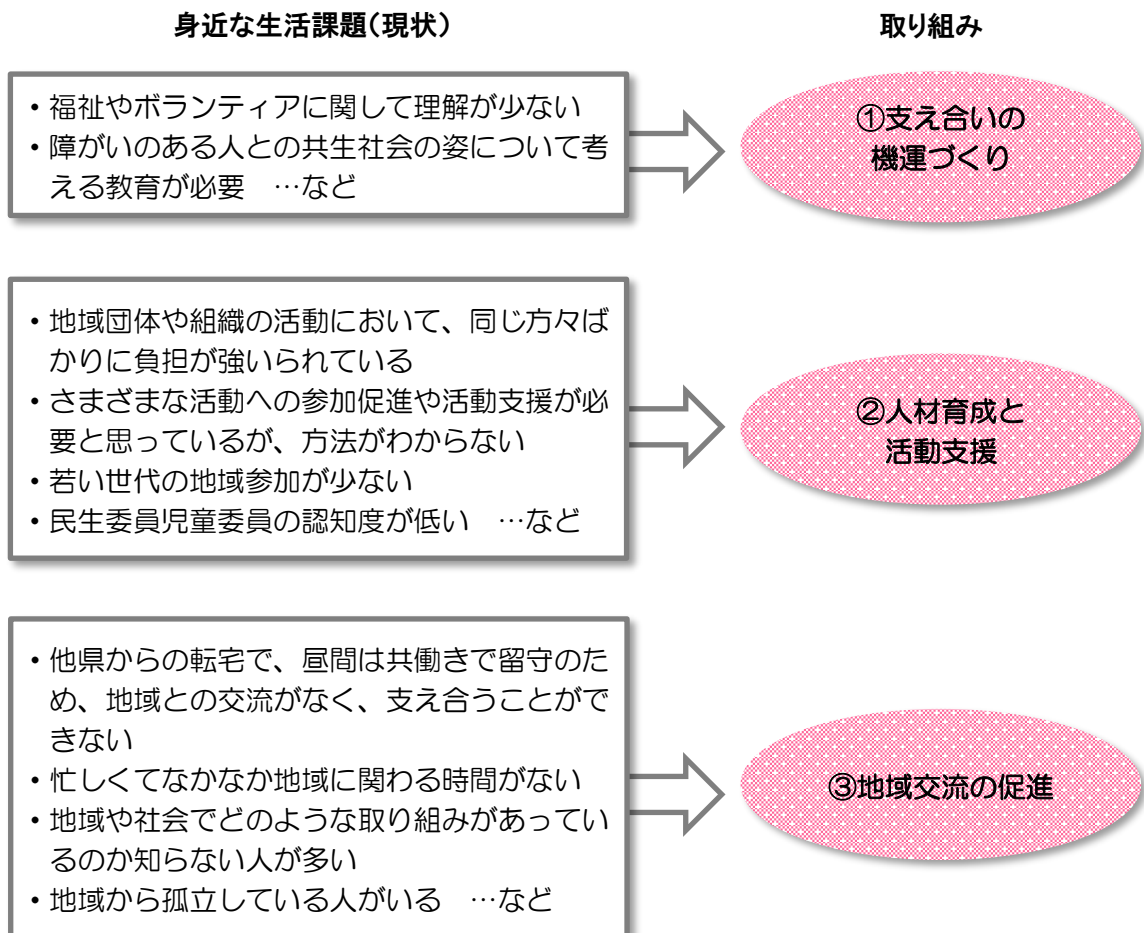
## 第2章 計画の基本的な考え方

### 2 基本目標と取り組み

基本理念の実現に向けて、次の3つを基本目標として掲げ、その実現のために9つの取り組みを進めます。

#### 基本目標1 地域福祉の基盤づくり ～ 支え合いの雰囲気盛り上げよう ～

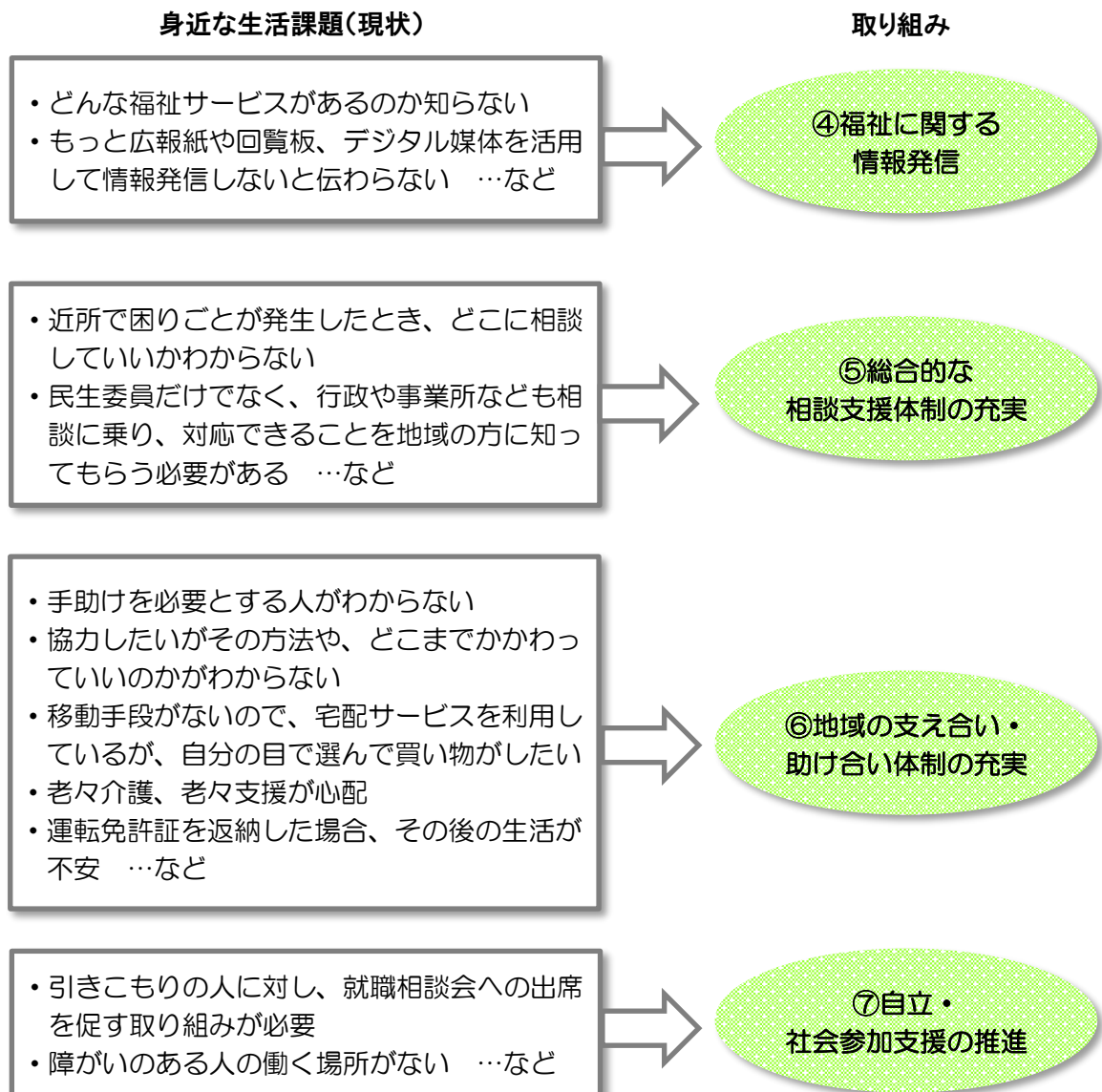
住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、地域住民などが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現のため、まず、地域における基盤を整える必要があります。その取り組みとして、人権や福祉への理解促進や、次代を担う子どもを含めたすべての地域住民が地域福祉の担い手であるという意識啓発と人材育成、地域が活動しやすい環境の整備、気軽に集まることができるような交流の場づくりに努め、思いやりと支え合いの心に満ちた地域を目指します。



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 基本目標2 孤立させないまちづくり ～ 地域ぐるみで支え合おう ～

“誰に相談していいかわからない”、“信頼できる支援者がいない”、“周囲に迷惑をかけたくない”、“情報が届かない”など、さまざまな理由で、困っている人が必要な支援につながっていないケースが多くあります。これを受けて、誰もが福祉などの必要な情報を得られるよう、わかりやすい情報提供を図るとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や、高齢者のみならず、子育て世帯や障がいのある人などの生活課題が複雑化・多様化する問題（介護と子育てを同時に行うダブルケア、認知症の親と障がいのある子どもがいる世帯など）に対する相談支援体制の充実を図り、適切な支援につなげることを目指します。



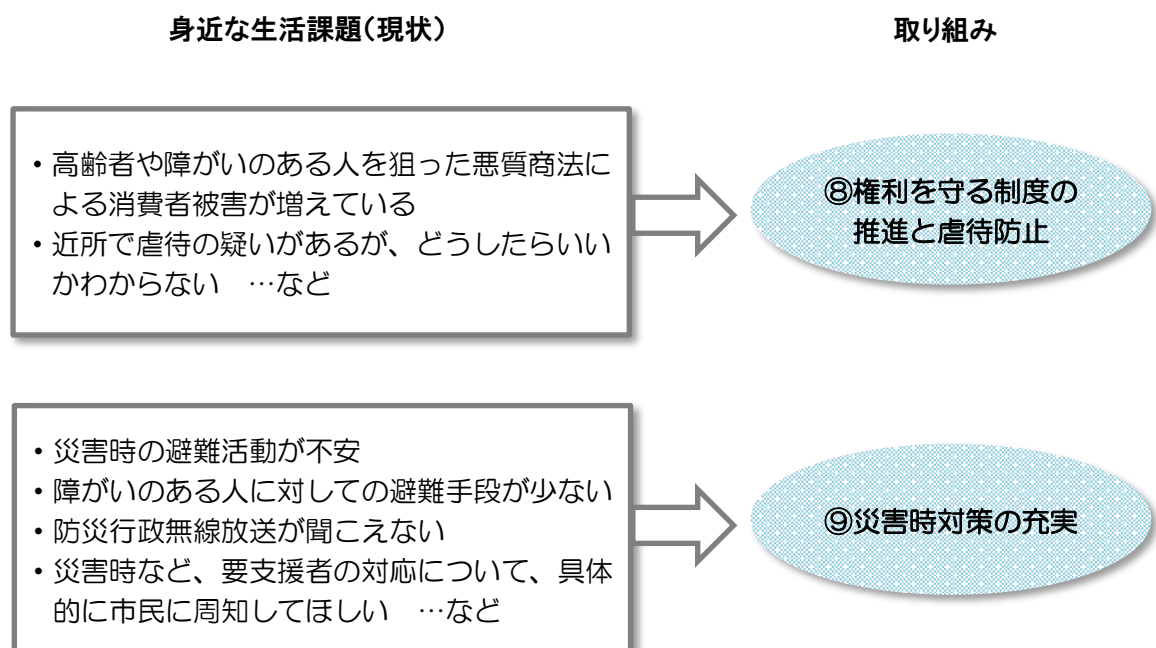
## 第2章 計画の基本的な考え方

### 基本目標3 安全・安心なまちづくり ～ 命と権利を守ろう ～

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らす権利は、すべての人にとって共通の権利ですが、とりわけ高齢者や障がいのある人など社会生活上の困難を抱えた人にとっては“自分らしく安心して暮らす”ということは、簡単なことではありません。高齢者や障がいのある人などが虐待や消費者被害に巻き込まれるケースがあり、地域のなかで権利が守られる環境を整えるために、権利擁護の支援や消費相談機能の向上を図ります。

また、近年は大型台風・大規模地震などによる災害が増加していることから、自力で避難することが困難な人を守るための仕組みづくりに取り組みます。

近所どうしの結びつきが、“いざ”という時に命綱になることを認識し、災害・緊急時はもちろん、平常時から、地域住民が一体となって安全・安心なまちづくりを目指します。



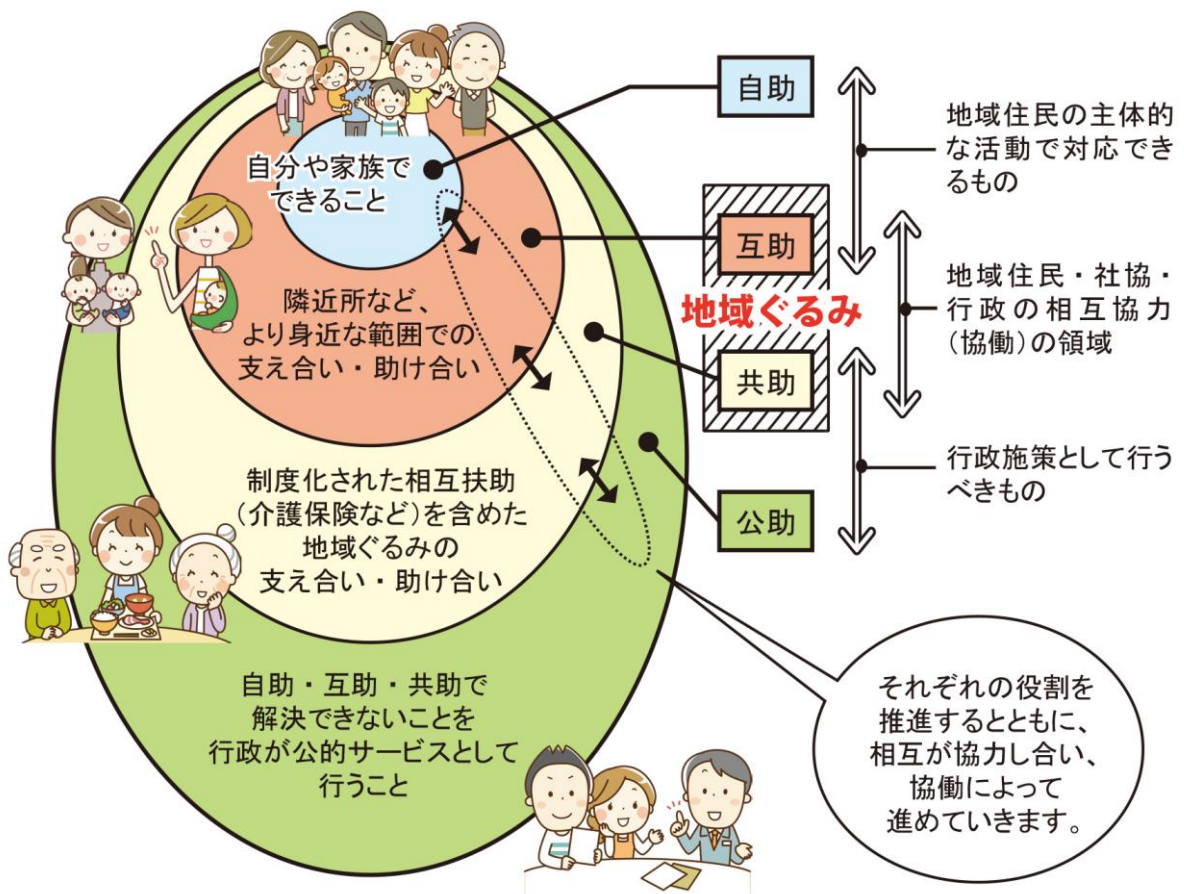
## 第2章 計画の基本的な考え方

### 3 取り組み体系

| 基本理念                     | 基本目標                              | 取り組み               |
|--------------------------|-----------------------------------|--------------------|
| お互いさまの心で<br>支え合うまち<br>人吉 | 1 地域福祉の基盤づくり<br>～支え合いの雰囲気を盛り上げよう～ | ①支え合いの機運づくり        |
|                          |                                   | ②人材育成と活動支援         |
|                          |                                   | ③地域交流の促進           |
|                          | 2 孤立させないまちづくり<br>～地域ぐるみで支え合おう～    | ④福祉に関する情報発信        |
|                          |                                   | ⑤総合的な相談支援体制の充実     |
|                          |                                   | ⑥地域の支え合い・助け合い体制の充実 |
|                          |                                   | ⑦自立・社会参加支援の推進      |
|                          | 3 安全・安心なまちづくり<br>～命と権利を守ろう～       | ⑧権利を守る制度の推進と虐待防止   |
|                          |                                   | ⑨災害時対策の充実          |

### 4 地域福祉を推進するための役割

取り組みに対して、地域住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・市などが、それぞれの役割を推進するとともに、相互が協力し合い、協働によって進めていくものとします。



## 第2章 計画の基本的な考え方

---

### 5 計画の進行管理と評価体制

人吉市地域福祉計画については、市の各担当課で構成する「人吉市地域福祉推進会議」にて、進行管理と自己評価を行い、その結果を地域の福祉関係団体および健康福祉関係団体、学識経験者で構成する「人吉市地域福祉計画推進委員会」に報告し、取り組みに対する意見および評価を受けます。

人吉市地域福祉活動計画については、人吉市社会福祉協議会の企画財政部会と校区社会福祉協議会会長で構成する「人吉市地域福祉活動計画検討委員会」にて、進行管理と自己評価を行い、その結果を「理事会及び評議員会」に報告し、取り組みに対する意見および評価を受けます。

